



本サービスを提供します。また、条項第12条の定めにかかわらず、更新時に最新バージョンにバージョンアップされていない場合の本契約の更新は1回のみできるものとします。

(3) サービス実施にあたり、甲が以下の条件を満たしていることを前提とします。

- ① パーソナルコンピュータ(Windows)の基本的な操作が可能であること。
- ② 財団法人日本木材・技術センター殿「木造軸組工法住宅の許容応力度設計」の概要を理解していること。

## 2. サポートの内容

### (1) Q&A サービス

① 乙は、本サービスの実施期間中、20回(以下「限度回数」という)に限り、別途乙の定める問合せフォームに入力したSTRDESIGNに関する使用、運用上の日本語による質問・相談を受け付け、日本語で対応するものとします。なお、本サービスの実施期間中の甲から乙に対する質問・相談の件数が限度回数に達した場合、Q&A サービスは終了するものとします。

② 乙から甲への回答は、原則としてメールにより行うものとし、その実施時間は、日本時間の月曜日から金曜日(乙の休業日を除く)までの9時30分から12時までと13時から17時までとします。

③ 対象となる質問・相談は、STRDESIGNの操作方法と計算仕様に関するものに限るものとし、以下は対象外とします。

- ・物件データ(PDFなどのイメージデータを含む)を送付頂いての対応
- ・申請審査機関等からの指摘事項に関する直接的な対応

### (2) レベルアップ製品のご提供

同一バージョン内のレベルアップ製品(操作性改善・一部機能アップ等)を随時、任意の方法で提供いたします。なお、レベルアップ製品については、レベルアップ前のプログラムの一部として、本契約の条件が適用されるものとします。

また、レベルアップ製品に乙の責に帰すべき付随資料との不一致があった場合には、レベルアップ製品の提供後90日間に限り、当該不一致の修正もしくは修正情報の提供を行うものとします。ただし、当該不一致が重要なものでなく、かつ、その修正に過分の費用を要する場合、乙は、当該修正または修正情報の提供の責任を負担しないものとします。

## サービス仕様条件3(STRDESIGN計算サポートサービス)

### 1. サポートの前提条件

#### (1) 条件

STRDESIGN基本サポートサービスを契約していること。

#### (2) サポートの実施期間

条項第12条の定めにかかわらず、本サービスの実施開始日から3か月間とします。

### 2. サポートの内容

#### (1) Q&A サービス

① 乙は、別途乙の定める問合せフォームに入力したSTRDESIGNに関する以下の日本語による質問・相談を受け付け、日本語で対応するものとします。

- ・初回サポート受付時に提示された物件データ(以下「対象物件データ」という)に対するSTRDESIGNに関する入力方法の説明
- ・物件データの構造計算後NGに対する回避方法のアドバイス

② 乙から甲への回答は、原則としてメールにより行うものとし、その実施時間は、日本時間の月曜日から金曜日(乙の休業日を除く)までの9時30分から12時までと13時から17時までとします。

### 3. サポート対象外

以下は本サービスの対象外とします。

#### (1) 甲から送付された対象物件データの編集

#### (2) 設計条件(プログラムの使用条件)を満たさない物件の対応

(3) 以下のいずれかに該当する場合(ただし、これに限らないものとし、対象物件データから大幅に変更されているものを含みます。)

- ① 階数が違う場合
- ② 各階床面積(自動計算したもの)のいずれかの階の差異が10%以上の場合
- ③ XY方向見付面積(自動計算したもの)のいずれかの差異が10%以上の場合

#### (4) 本サービスの実施期間(3か月間)経過後の対応

#### (5) 申請審査機関等からの指摘事項に関する直接的な対応

#### (6) 対象物件データ以外の物件データに関する質問・相談

### 4. 対象物件データの取扱い

乙は、本サービスを実施するために甲より提供された対象物件データおよびその派生物(確認用の出図など)について、本サービスの提供以外の目的では利用せず、また本契約終了後は全てを廃棄するものとします。

以 上

## 川田テクノシステム(株)製品

### 使用許諾契約書

本契約は、お客様(個人・法人を問いません)と川田テクノシステム株式会社(以下当社という)との間の契約です。お客様は、本契約への同意を前提として本ソフトウェアを使用することができます。

#### 第1条 (使用許諾)

本ソフトウェアがシングルライセンスとして提供された場合は、本ソフトウェアを1台のコンピュータにのみインストールして使用することができます。ただし、ハードプロテクト装置付き製品の場合は、同一事業所内に限り、許諾されたライセンス数を超える台数のコンピュータにインストールすることができます。その場合もハードプロテクト装置の個数を超える台数のコンピュータによる同時使用はできません。

2. 本ソフトウェアが複数ライセンス(ネットワークライセンスを除く)として提供された場合は、同一事業所内において本ソフトウェアを許諾されたライセンス数を上限とした台数のコンピュータにインストールして使用することができます。

3. 本ソフトウェアがネットワークライセンスとして提供された場合は、LAN版であれば同一事業所内において、WAN版であれば同一企業内において、本ソフトウェアを許諾されたライセンス数を超える台数のコンピュータにインストールすることができます。その場合も許諾されたライセンス数を超える台数のコンピュータによる同時使用はできません。

#### 第2条 (禁止事項)

お客様による下記行為を禁止します。

- (1) 本契約書に反するソフトウェアの複製および使用
- (2) コンピュータプログラムの改変あるいはリバースエンジニアリング
- (3) ソフトウェアの再使用許諾、使用権の譲渡、あるいはその複製物の貸与・譲渡
- (4) 本製品の貸与・譲渡・レンタル・疑似レンタル行為あるいは中古品取引
- (5) その他、本ソフトウェアの知的所有権を侵害する、またはその恐れのあるあらゆる行為

#### 第3条 (保証範囲)

本ソフトウェアが付属の製品マニュアルに従って実質的に作動せず、あるいは、本製品パッケージに欠陥がある場合、納入日から30日以内に限り無償で良品と現品交換いたします。

2. 納入後1年以内にお客様の責に依らず付属のハードプロテクト装置(ハードプロテクト装置付き製品の場合)が動作不良に陥った場合は、無償で良品と現品交換いたします。

3. 前各項の内容が、火災、地震、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意もしくは過失、誤用その他異常な条件下での使用など当社の責に帰さない事由により生じた場合には、当社は保証の責任を負わないものとします。

4. 本契約書は本ソフトウェアの品質および機能が、お客様の使用目的に適合することを保証するものではなく、また当社は本契約書に明示的に記載された以外、本製品についての一切の瑕疵担保責任および保証責任を負いません。

本製品の選択導入はお客様の責任で行っていただき、本製品の使用およびその結果についても同様とします。

5. 当社が本ソフトウェアの隠れたる瑕疵を発見しそれを修正したときは、かかる瑕疵を修正したソフトウェアまたはそれに関する情報をお客様に提供します。ただし、修正実施の必要性および修正したソフトウェアまたはそれに関する情報の提供方法や提供時期等については当社の判断に基づき決定するものとします。また、修正したソフトウェアにも、本契約書が適用されるものとします。

6. 前項の対応期間は、本製品がバージョンアップされた場合の旧バージョン(直前バージョン)については、バージョンアップ版のリリース日から6ヶ月間、本製品が販売を終了した場合の最終版については、最終版の販売終了日から1年間とします。

7. 本製品パッケージや関連する全ての資料を、その仕様について事前の通知なしに変更することがあります。

#### 第4条 (サポートサービス)

本ソフトウェアに対するサポートサービスの内容および条件は、当社のWEBサイト

<http://www.kts.co.jp/supp/index.html>

に製品別に記載した内容と条件に従うものとします。

#### 第5条 (有効期間)

本契約の有効期間は契約締結日から1年間とします。ただし、お客様または当社のいずれかが、本契約期間満了3ヶ月前までに相手方に対し、解約の意思表示をしない限り、本契約は自動的に1年間更新し、その後も同様とします。

2. 別途レンタル契約を締結した場合、または使用許諾期間が有限的に明示された製品の場合は、当該期間を有効期間とします。本契約第3条6項については、当該期間を超えて適用されません。

#### 第6条 (契約の解除)

お客様が本契約に違反した場合、当社は本契約を解除することができます。その場合お客様は、一切本ソフトウェアを使用できません。

#### 第7条 (協議)

本契約に定めのない事項または本契約の条項に疑義を生じた場合は、お客様、当社間で誠意をもって協議し解決するものとします。

以上